

6月は不正改造車排除強化月間！

令和8年度「不正改造車を排除する運動」

住みよい山口

「なくそう！ くるまの不正改造」

【実施期間】

年間を通じた運動ですが、令和8年6月1日(月)～6月30日(火)までの1カ月間は、特に重点をおいて運動を実施する強化月間です。

我が国の自動車保有台数は、令和7年12月末現在で8千万台を超えており、自動車は国民生活に欠かすことのできない移動・輸送手段となっています。

一方、我が国の昨年交通事故による死者数は2,547人、負傷者数は約33.8万人と、依然として多くの方が事故の被害に遭われています。

このような状況にあって、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、国民生活の安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められています。

このため、国民の不正改造排除の意識を高めることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現するため、「不正改造車を排除する運動」が全国的に展開されますのでお知らせします。

詳しくは、国土交通省のホームページをご確認ください。↓

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-1/>

不正改造車を排除する運動

不正改造は犯罪です

大迷惑

ダサい!

不正改造車の使用者
整備命令の発令

不正改造を実施した者
6ヶ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

不正改造車
整備命令
発令時特許

不正改造車を見かけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車を
排除する運動
ホームページ

www.tenken-seibi.com

スマホで購入する際は 要注意です

バイクも 交換用マフラーは 基準適合品を選ぶ

整備命令の発令
整備命令はほめない場合については
50万円以下の罰金

不正改造車の
使用者

不正改造を
実施した者
6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

詳しくはQRコードを!

国土交通省